

町職員の懲戒処分等について

令和6年6月28日

玉村町長 石川 眞男

1 職員の所属・職名・年齢・性別

教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係 主査 32歳 男

2 処分内容 懲戒免職

3 処分年月日 令和6年6月26日

4 処分理由 地方公務員法第29条（懲戒）第1項第1号及び第3号

5 事案の概要

当該職員が所属する生涯学習課スポーツ振興係が事務局を担当し、管理している「玉村町スポーツ少年団」名義の通帳から、令和6年3月25日と4月4日の2回にわたり、35万円を不正に出金し、それを生活費に充てた。

なお、上記の35万円については、令和6年6月26日付で全額返金された。

6 管理監督者の処分

(1) 生涯学習課長 訓告

(2) 生涯学習課スポーツ振興係長 訓告

7 特別職の給料減額措置

(1) 町長 給料月額額の10分の1を1か月減額

(2) 副町長 給料月額額の10分の1を1か月減額

(3) 教育長 給料月額額の10分の1を1か月減額

※議会臨時会（7月）に条例案を提出予定

8 町長コメント

町民の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。本事案の発生は誠に遺憾であり、町長としてその責任を痛感しております。

今後、再発防止に全力を尽くすとともに、町民の皆様からの信頼回復に向けて、職員一同、職務に専念してまいります。